

令和2年度第4回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年3月9日(火)	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士
	委員	寛 淳夫 工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
審議対象期間	原則として令和2年10月1日～令和2年12月31日の間における調達案件	
抽出案件	13件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	13件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 国立療養所長島愛生園車庫棟西側護岸陥没修理工事 令和2年12月11日～令和3年1月14日
 資格種別 : ー
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、近接した期間において、同一業者と契約しており、随意契約の妥当性について確認する必要があるため
 発注部局名 : 国立療養所長島愛生園
 契約相手方 : 株式会社松本工務店
 予定価格 : 1,716,000円
 契約金額 : 1,672,000円
 落札(契約)率 : 97.4%
 契約締結日 : 令和2年12月10日

(調達の概要)

会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。

【審議案件2】

審議案件名 : 国立療養所長島愛生園B3北側崩落修理工事 令和2年12月22日～令和3年2月10日
 資格種別 : ー
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、近接した期間において、同一業者と契約しており、随意契約の妥当性について確認する必要があるため
 発注部局名 : 国立療養所長島愛生園
 契約相手方 : 株式会社松本工務店
 予定価格 : 2,200,000円
 契約金額 : 2,145,000円
 落札(契約)率 : 97.5%
 契約締結日 : 令和2年12月21日

(調達の概要)

会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
審議番号1と審議番号2の2件を一括して一般競争入札としない理由は何故でしょうか。この業務を2つに分けて随意契約にした理由を説明してください。 契約時期(11日違い)、施工時期、同じ種類の工事、見積り業者3者も同じ、使用部材も、とりたてて差異がありません。	各工事ごとに項目を立て、各工事ごとに示達をいただいたことから、契約手続きも各案件ごとに進めておりました。 工事は一方は海岸護岸補修、もう一方は山腹の崖斜面補修であり、また工期もそれぞれ約1ヶ月と2ヶ月で相違があったために、各々の工事ごとに契約しました。

<p>合理的理由なく工事を分割し、原則である一般競争入札を回避して随意契約とした疑いが濃厚です。見解をお聞かせください。</p>	<p>上記のとおり、各案件ごとの予算示達で、工事は一方は海岸護岸補修、もう一方は山腹の崖斜面補修であり、場所や工事内容が異なっています。また工期もそれぞれ約1ヶ月と2ヶ月で相違があったために、各々の工事ごとに契約したものであり、意図的に一般競争を回避し、随意契約としたものではありません。</p> <p>しかしながら、委員のご指摘のとおり、各工事は施工条件は違いますが、似通った工事内容で、近接した時期での契約手続きであったため、一括して発注することも可能であったと考えられますので、以後は、発注内容等を精査し、契約手続きを行うことに留意します。</p>
<p>3者が参考見積りを出してきたことからすると、競争性のある契約方法を取ることは十分可能であったと考えられますが、審議番号1と審議番号2とも(株)松本工務店に発注する随意契約とした経緯を教えてください。</p> <p>参考見積価格が最低価格であったとしても、あくまで参考見積価格であり、入札価格ではありません。</p>	<p>予定価格を算出するため、3者から見積もりを取り、最低価格の(株)松本工務店の価格を参考に、予定価格を設定しました。その後、改めて各者に見積もりを依頼したところ、松本工務店のみが更に減額された金額を提示されたため、当該業者と契約に至りました。</p>
<p>見積書は日付け空欄で受け取るのでしょうか(スタンプ印は、見積書とも同一と思われます。)</p>	<p>各者が当園に見積書を提出した時点で空欄だったため、見積書の提出があった際に、事務部の窓口において当園所有の日付印を業者に貸し出し、業者の従業員自ら押印させたものです。</p> <p>今後は、見積書提出時には日付をいれた状態で持参するよう業者に依頼しました。</p>
<p>【審議案件3】 審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園面会人宿泊所新築整備工事設計業務 令和2年11月9日～令和3年3月26日「建築関係コンサルタント業務」 資格種別 : 測量・建設コンサルタント(「A」又は「B」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を行っているため 発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方 : 株式会社粹華設計 予定価格 : 12,822,600円 契約金額 : 6,930,000円 落札(契約)率 : 50.1% 契約締結日 : 令和2年11月6日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、4者応札があり、株式会社粹華設計が契約の相手方となった。落札率は50.1%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札者4者のうち、3者が低入対象価格で入札しています。予定価格自体が高額過ぎた可能性がありそうです。予定価格の根拠、積算過程を開示してください。</p>	<p>大臣官房会計課施設整備室作成の算出データにより算出しています。</p>
<p>落札価格が非常に低いものとなっております。現在設計業務に品質上の問題はありますか。</p>	<p>現在進行中ですが、対応等に問題はありません。</p>
<p>入札状況調書の評価点ですが、この点数は技術点と価格点の合計値と考えられますが、落札者の67点という数値はどのように計算されていますか。</p> <p>計算式からすると、価格点は概ね30点、そうすると技術点は37点程度になると考えられますが、採点表の中にそのような数値は見当たらないように思います。</p>	<p>採点方法は、 $60 \times 37.7 / 60 = 37.7$ $60 \times (1 - 6300000 / 12566000) = 29.9$ $37.7 + 29.9 \div 67$点となっております。</p>

【審議案件4】

審議案件名 : 空調機更新工事
資格種別 : 管工事 (「B」 又は 「C」 ランク)
選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率・契約金額ともに比較的高く、一者応札であるため
発注部局名 : 国立保健医療科学院
契約相手方 : 積田冷熱工事株式会社
予定価格 : 60,444,028円
契約金額 : 58,630,000円
落札(契約)率 : 97.0%
契約締結日 : 令和2年11月6日

(調達の概要)

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、1 者応札があり、積田冷熱工事株式会社が契約の相手方となった。落札率は97.0%である。

意見・質問	回 答
<p>別館棟地下2階の延べ面積はいくらほどでしょうか。延べ面積5,000㎡以上の庁舎等の施工実績を応札要件とするのは、一者応札政策に逆行するのではないのでしょうか。</p>	<p>別館棟地下は、約 1,217 ㎡です。別館棟全体としては延べ約 7,967 ㎡です。 空調機はこれら全体をまかなう能力があること、さらに屋上に室外機を設置するため、延べ面積 5,000 ㎡以上の規模の庁舎に空調機設置の実績があることを応札要件といたしました。 なお、今回の入札 (総合評価) については、2 者が技術提案書を提出しておりましたが、1 者が途中辞退し、結果的に一者応札となりました。</p>
<p>B社の参考見積書は2年以上前のものです。参考価格としては古すぎると思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>参考見積書のB社、こちらは予算要求時に取得したものです。今回工事にあたり見積取得を試みましたが、協力いただける業者が他にありませんでした。内容は本工事に向けて取得したものであるため、必要な要件は満たしていると考えます。 参考見積は計2者にお願いしました。うち1者は今回導入する仕様の機器を現在は取り扱っていないため、協力いただけませんでした。</p>
<p>予定価格は参考見積価格の平均値としておりますが、そのようにした根拠を教えてください。参考見積価格が必ずしも適正な価格とはいえず、あくまでも参考値として見る必要があるからです。過去の実績、実勢価格、需給状況等を踏まえて分析的に検討して、修正を加えて使用するのが本来の姿だと考えます。 結果として落札率が非常に高いものとなりましたが、その理由は何ですか。</p>	<p>国立保健医療科学院工事関係の予定価格の算出に当たっては、複数者より参考見積を徴収するか、過去の実績と比較するなどして平均額を基に算出しており、今回は複数者の参考見積を比較し平均額から算出しました。なお、本件は竣工以来はじめての更新工事であり、過去の実績はございません。 また、徴収した見積額の相場から外れるものではなかったことから、相場価格での落札と考えております。</p>
<p>1 者応札となりましたが、何か公告の他に応札者を集めるための方策は取りましたか。</p>	<p>平素より修繕・工事を依頼している業者に声かけを行いました。入札説明書配付先は計3者です。 なお、今回の入札 (総合評価) については、2 者が技術提案書を提出しておりましたが、1 者が途中辞退し、結果的に一者応札となりました。</p>
<p>仕様書としての工事図面は、どうして落札者が作成しているのでしょうか。</p>	<p>落札業者は積田冷熱工事株式会社です。 設計図面及び機器表の作成は専門知識を要するため、基本設計業務として、当院の工事に知見のあるA社に依頼しました。これらは別の会社です。</p>

<p>本件を時系列で示すと、以下の理解で宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月18日：公告 ・10月14日：提案書技術審査委員会 ・10月22日：予定価格設定（予定価格算定の見積は2者分とも平成30年3月27日） ・11月6日：入札 	<p>10月22日について、予定価格の見積書のうち業者名のないものは、令和2年10月15日に取得したものです。その他はご認識のとおりです。</p>
<p>上記を前提として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書の提出までの期間をどのような理由で決めたのでしょうか。 ・予定価格算定のための見積書がなぜこのように以前のものなののでしょうか。 ・技術審査を終了し、1週間後に予定価格が決まってから入札までどうして日程が空いているのかについてご説明ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に当院で実施した、屋上防水更新工事（総合評価）のスケジュールを参照して提出期間を決定しました。 ・こちらの見積書は予算要求時に取得したものです。今回工事にあたり見積取得を試みましたが、協力いただける業者が他にありませんでした。内容は本工事に向けて取得したものであるため、必要な要件は満たしていると考えます。 <p>参考見積は計2者をお願いしました。うち1者は今回導入する仕様の機器を現在は取り扱っていないため、協力いただけませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省の公共調達委員会にかけた際に開札までのスケジュールを予定し、そのとおり対応しておりました。技術審査委員会は10月14日～10月28日の間に開催することを予定しておりましたが、委員の日程があわず、10月14日のみ対応可能となったため、その日に審査委員会を開催しました。結果として、開札までの日程が空いております。 <p>なお、今回の入札（総合評価）については、2者が技術提案書を提出しておりましたが、1者が途中辞退し、結果的に一者応札となりました。</p>
<p>【審議案件5】</p> <p>審議案件名：熱源装置等へのインバーター導入 資格種別：管工事（「A」又は「B」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、一者応札で、最も契約金額が高いため 発注部局名：国立感染症研究所 契約相手方：アズビル株式会社 予定価格：84,539,260円 契約金額：77,000,000円 落札(契約)率：91.08% 契約締結日：令和2年11月26日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、アズビル株式会社が契約の相手方となった。落札率は91.08%である。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p> <p>予定価格の決定が開札日前日ですが、それは正しいのでしょうか。</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p> <p>入札公告後速やかに業者に参考見積書を依頼しましたが、提出があったのが11月24日であったため、予定価格を決定したのは11月25日となりました。今後は随時リマインドを行うよう努めます。</p>
<p>見積り業者の選定はどのようにしたのでしょうか。</p>	<p>本件に関する価格を適切に見積もることができると考えられる業者（対象設備の性能・仕様等を十分に把握し、かつ、インバーターによりどのように制御するかを具体的に検討可能と考えられる業者）を選定しました。</p>

<p>落札者は既存の装置の保守業者で、もともと有利な地位にあると思われます。せめて他の業者に見積りのための声がけをしてもよさそうですが、していないのでしょうか。</p>	<p>対象設備の性能・仕様等を十分に把握し、かつ、インバーターによりどのように制御するかをある程度イメージできないと見積書を作成することは難しいことから、他の業者が見積書を作成するには時間を要するため、今回は声を掛けておりませんが、公告期間を長くする等、今後はできる限り調達日程に余裕を持って他の業者にも声を掛けるようにいたします。</p>
<p>この審議案件の取引全体を概観すると、落札者が図面を作成し、さらに参考見積書を提出して、一者で応札する、というように一般競争入札方式を採用していますが、実質的にあまり競争性が働いていないように見受けられます。如何でしょうか。</p>	<p>本件は既存の設備にインバーターを取り付けるものであり、既存の設備の性能・仕様等を十分に把握していることが必須となります。 保守業者等、既に既存の設備に関与している者が有利となるのはある程度やむを得ないと考えられます。</p>
<p>一者応札にならないように、公告の他に参加者を募る何らかの工夫はしましたか。 また、一者応札の要因分析において、「……………、導入対象の熱源装置等の性能・使用等を十分に把握し、装置毎に最も適したインバーターを選定しつつ、熱源装置等の制御を個別に調整する必要があることから、新規参入することは技術的に負担が大きかったための考えられる」と、記載されていますが、新規参入を可能とするために技術的負担を軽減するための方策として、今後どのような対策が考えられますか。</p>	<p>本件に関して、対象設備を十分に把握し、適切なインバーターの導入検討が可能な業者が思い当たらなかったことから、公告以外には行っておりません。 今後、入札公告の際、仕様書において対象機器の性能等をできる限り詳細に提示するとともに、条件を緩和できる場合は緩和し、新規参入業者にも検討が可能となるようにしたいと考えております。</p>
<p>予定価格内訳で直接工事費の12インバーター盤関係費等の単価は参考見積価格を採用していますが、当該単価の適正性をどのように検証して予定価格として使用していますか。</p>	<p>インターネット等により標準的な価格を調査し、参考見積書を検討して予定価格としています。</p>
<p>参考見積は1者からしか取っていません。複数者から取って、予定価格の適正性検証の参考データとして使用すべきではないでしょうか。 また、落札者からの参考見積書を取ったタイミングが入札日の直前で(2日前)、遅すぎるのではないのでしょうか。むしろ公告を出す前に参考見積書を取って、予定価格を決定しておくべきものではないのでしょうか。</p>	<p>対象設備の性能・仕様等を十分に把握し、かつ、インバーターによりどのように制御するかをある程度イメージできないと見積書を作成することは難しいことから、新規参入の業者が見積書を作成するには時間を要するため、今回は1者からしか取っておりませんが、今後は既に既存設備に関与している業者(保守業者等)から他に工事を実施可能な能力を有すると考えられる業者を紹介してもらおう等、できる限り複数者に見積書を依頼するようにいたします。 また、速やかに業者に依頼しましたが、提出があったのが11月24日であったため、予定価格を決定したのは11月25日となりました。今後は随時リマインドを行うよう努めます。 なお、公告前に仕様書を業者に公開することは原則できないため、公告前に予定価格を決定することは困難と考えます。</p>
<p>競争を有効に機能させて、経費の節減を図るというコスト意識が低いと感じます。予め、既存の保守業者が有利と考えられるのであれば、新規の業者の不利を補うべく仕様を充実させ、公告期間を長く取るなどの工夫が不可欠だと思います。</p>	<p>今後はできる限り仕様書を詳細に提示するとともに、公告期間を長くする等により競争が促進されるようにいたします。</p>

<p>【審議案件6】 審議案件名：新型コロナウイルス感染拡大に伴う人員輸送業務 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、競合他社がある中で、契約率が100%であるため 発注部局名：成田空港検疫所 契約相手方：株式会社JTB 予定価格：2,015,200円 契約金額：2,015,200円（単価契約：1日あたり） 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和2年10月28日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>競合他社には声がけしたのでしょうか。</p>	<p>無症状ではあるものの新型コロナウイルス感染症の陽性者を輸送する業務であることから、万が一にも搬送中に他者に感染し、そこから感染拡大はあつてはならないことから当該感染症に関する搬送実績が唯一ある自衛隊の経験等を引き継いだ業者は当該業者のみのため他社には声がけしていません。</p>
<p>緊急性は認められると思いますが、コスト抑制はどう考えたのでしょうか。</p>	<p>必要台数については、1日の入国者数及び陽性者数を算出することは、政府の方針変更等によって大きく変わるため、乗車する人数については、算出出来ません。</p> <p>一方で検疫対応が崩壊しないよう出来る限りの体制作りが必要と考えております。</p>
<p>JTBを選定した理由は何ですか。 緊急随契の必要性は理解できましたが、自衛隊の講習を受けてノウハウを持った他者はいなかったのかについて、確認をしていましたか。</p>	<p>無症状ではあるものの新型コロナウイルス感染症の陽性者等を輸送する業務が含まれていることから、万が一にも搬送中に他者に感染し、そこから感染拡大はあつてはならないことから当該感染症に関する搬送実績が唯一ある自衛隊の経験等を引き継いだ当該業者としました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対する人員輸送の試みは令和2年からであり、それ以前に同様の案件はありません。従って自衛隊の講習を受けているのは当該業者のみとなります。</p> <p>本案件については、自衛隊が当該輸送業務から撤退することになり、急遽、そのノウハウを当該業者に引き継いだものであり、直接講習を受けたという経緯になります。</p>
<p>予定価格調書の契約単価の適正性をどのように検証していますか。</p>	<p>大型バスの運賃については、国土交通省から適正な運賃料金が示されており、その価格の範囲内の見積金額であることから適正であると考えております。また、無症状陽性者の輸送については、過去に実績がある運送業者はないため、適性を検証することはできませんでした。</p>
<p>価格交渉を行いましたか。</p>	<p>価格交渉については、当該業務が緊急的に必要だったことから実施の可否が最重要だったため、今回契約する際に価格交渉を行う時間的余裕がありませんでした。次回契約の際に実施したいと考えております。</p>

<p>【審議案件7】 審議案件名 : 検疫業務のための仮施設貸借 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」ランク) 選定理由 : 公募を実施している案件中、一者応募であり、契約率が100%のため 注部局名 : 東京検疫所 契約相手方 : 大和リース株式会社 予定価格 : 1,122,000,000円 契約金額 : 1,122,000,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和2年12月9日</p>	
<p>(調達の概要) 公募を実施した結果、応募が一者であり、業務の適正実施が可能であると認められたことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>公募が11月16日、意思表示期限が12月7日、と極めて短期ですが公募の周知はどのような方法をとったのでしょうか。応募者が一者とならないように、公告以外に何か参加者を増やす手立ては取ったのですか。 また、公告期間が十分とはいえません。参加者が一者では契約金額がどうしても高止まりになる傾向にあります。</p>	<p>公告は、合同庁舎掲示板への貼りだし及びホームページへの掲載を行いました。その他の手立ては、特段の考えが及ばなかったことから取っておりません。 公告期間は、通知に規定された10日間を設定したところ、公共調達委員会において、公告期間の延長を検討する旨のご指摘を受けました。工期への影響が大きくなることも踏まえ、公告期間を15日間に延長して行うことで了承をいただいたところです。</p>
<p>当該案件は、工事要件を満たすものが一者に限られる可能性のある特殊な工事とは言えませんが、どうして競争性のある調達方法ではなく、あまり競争性のない公募を選択したのでしょうか。</p>	<p>検疫機能の早期強化の要請から、仮待機施設の設置を政府から要請されたところであり、予算制約の関係上、年度内の建て方完了が必須でありました。 本件は、工期が通常5ヵ月のところ、政府から国際的な往来の再開が求められるなか、年度内に建て方を完了するため3ヵ月となっており、3班同時に現場管理が必要になる等、工期が通常よりも相当に厳しいものになっていました。 安全面においても、抗原検査の結果を待つ待機施設があることから、通常の建物にはない感染拡大防止の視点が必要であり、今回のコロナ渦を含め過去に感染症対策の経験があるなど、よりきめ細かな安全面の対策への配慮が行える能力が求められること等から、工事要件を満たすものが限られると判断し、公募を選択しました。</p>
<p>特に緊急性がないのであれば、一般競争入札(総合評価落札方式含む)を行うべき案件だったのではないのでしょうか。如何ですか。</p>	<p>検疫機能の早期強化の要請から、仮待機施設の設置を政府から要請されたところであり、予算制約の関係上、年度内の建て方完了が必須であり、工期が通常5ヵ月のところ、政府から国際的な往来の再開が求められるなか、年度内に建て方を完了するため3ヵ月となっており、3班同時に現場管理が必要になる等、工期が通常よりも相当に厳しく、時間的な制約があったことを御理解いただければと思います。</p>
<p>落札者の参考見積価格をそのまま予定価格としていますが、予定価格が適正であることの検証はどのように行ったのですか。過去の実績、実勢価格、需給状況等を勘案して科学的に検証する必要があります。</p>	<p>当初は価格交渉前の見積額を、過去の類似例の参考価格の平米単価を比較検証し、大きな乖離がなかったため、適正価格と判断しておりました。 その後、公共調達委員会において、さらに価格交渉を行うこと、とのご意見をいただいたため、他の積算事務所の助言をいただいたうえで工事費の減額交渉を行い、価格交渉後の金額を予定価格としました。</p>

<p>随意契約理由書に「・・・、求める工期が通常よりも相当に厳しいものになっており、高い施工力、調達力が求められることなどの理由から、・・・、条件を満たす参加者が1者しかいないため、・・・」とありますが、具体的にどのような条件を満たすことができなかつたのでしょうか。</p>	<p>工期は通常5ヵ月のところ、政府から国際的な往来の再開が求められるなか、年度内に建て方を完了するため3ヵ月と工期が通常よりも相当に短かつたこと、工期の短縮には、設計者等の技術者を確保できていること、現場工事管理を3班で同時進行できること、そのための多数の職人を手配できること、が必要でした。</p> <p>また、仮施設の建築許可にあたっては、東京都、大田区、消防署、空港事務所と各種法に係る対応を迅速に行うことが難かつたと認識しております。</p>
---	--

<p>【審議案件8】 審議案件名 高分解3DX線頭微鏡一式購入 資格種別 : - 選定理由 : 緊急随契を実施している案件中、機器の導入で契約率が100%であり、金額が最も高いため 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方 : 株式会社リガク 予定価格 : 55,000,000円 契約金額 : 55,000,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和2年12月4日</p>	
--	--

(調達の概要)
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>同種、同性能の競合品は市場にないのでしょうか。</p>	<p>吸入補助器具内部の薬物等を観察するために、以下の2点の仕様を満たす顕微鏡を必要としており、このような機能・性能を併せ持つ類似製品は販売されておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試料のX線吸収率に合わせて入射X線を変更することで高いコントラストを引き出すことが可能なデュアルターゲット方式(2線源タイプ) ・X線源の揺らぎの影響を抑えつつ、広範囲の観察が可能な疑似平行ビーム方式 <p>これらの2つの機能がなければ、材質や物性の大きく異なる薬物粉体及び補助器具等のそれぞれの三次元構造を精緻に評価することができず、本事業の目的を達成することはできません。</p>
<p>調達価格は定価(カタログ価格)となっておりますが、価格交渉はしなかつたのでしょうか。</p>	<p>本製品の定価は68,750,000円(税込)となっております。他機関への納入実績照会を行ったところ、他機関へは2割引で納入していたため、本製品の定価の2割引である55,000,000円(税込)を予定価格としました。</p> <p>予定価格設定後、価格交渉を行ったところ、55,000,000円(税込)を提示されたため、当該金額で契約したものです(価格交渉の結果、他機関と同様の価格を提示されたものであり、定価(カタログ価格)ではありません)。</p>

<p>随意契約理由書の中で、一定の成果を評価できることが10月中旬に判明したようですが、その後具体的に何時までに当該機器を必要とし、時系列に沿ってどのような手順で調達手続きを進めたのかを具体的に説明してください。すなわち、緊急随契でなければ時間的に間に合わなかったことを具体的に説明してください。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している中、治療薬等の開発は喫緊の課題であり、一刻も早く事業を進める必要がありました。</p> <p>X線CTにより一定の成果を評価できることが10月中旬に判明後、速やかにX線CT装置に関する情報収集を行い、11月上旬に仕様書を作成しております。この仕様を満たす製品を探したところ、本製品のみでした。</p> <p>本製品について納入可能な時期を急ぎ確認するとともに価格の調査を行い、予定価格を設定し、見積書取得後、12月4日に契約を締結したものです。</p> <p>緊急随契の実施により、一般競争入札を行うより調達期間を約2ヶ月短縮しておりますが、発注から納品まで4ヶ月弱を要するとの厳しい条件であったため、一般競争入札による調達では、年度内の事業実施が困難であり、緊急な対応が求められる研究事業の迅速な実施が困難となることから緊急随契により調達せざるを得なかったものです。</p> <p>感染拡大が深刻化する中、治療薬等の開発研究が2ヶ月遅れることは、国民の生命・健康の維持に影響を及ぼしかねず、本装置の導入は極めて緊急性が高いと判断したものです。</p>
--	---

<p>【審議案件9】</p> <p>審議案件名 : ロールアップタイプマウス用アイソレーションラック2台の購入契約</p> <p>資格種別 : 「物品の販売」(「A」「B」又は「C」ランク)</p> <p>選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が100%であり、一者応札であるもののうち、最も金額が高いため</p> <p>発注部局名 : 国立感染症研究所</p> <p>契約相手方 : トキワ科学器械株式会社</p> <p>予定価格 : 5,990,600円</p> <p>契約金額 : 5,990,600円</p> <p>落札(契約)率 : 100%</p> <p>契約締結日 : 令和2年10月27日</p>	
---	--

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、トキワ科学器械株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回答
<p>仕様書に参考品番を記載すると一者応札を招来しやすいと思います。記載する場合は複数の機種を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>この機器仕様で他社製品があることを確認できているのでしょうか。競争が成立しないような仕様になっていないかどうかの確認をお願いします。</p>	<p>当案件については、下記条件1及び2を満たす機器の調達が必要でした。条件を満たすものは仕様書記載の参考品番のみであると考え、公共調達委員会に随意契約案件として諮りましたが、仕様を満たす機器が他にもある可能性の指摘があったため、一般競争入札での調達としました。</p> <p>(条件1)</p> <p>給気側にHEPAフィルターがついていて、ラック前面にクリーンエアーの前室部を構成できること。</p> <p>(理由)</p> <p>動物の清浄度を維持する必要があること、ラック内からの塵埃を防ぐことにより、実験を行う者の健康被害(アレルギー等)を防止するため。</p> <p>(条件2)</p> <p>ロールアップタイプの外扉であること。</p>

	<p>(理由) 実験室のスペースの都合上、観音扉タイプのものであると、他の作業の妨げになることから省スペースのものが必要であったため。</p> <p>当案件については、参考品番の機器は製造メーカーが直接販売するものであったため、結果的に一者応札となりました。代理店等が取り扱える機器であれば、一つの参考品番記載の場合も複数者からの応札が見込めると考えておりますが、参考品番の複数記載については、今後の調達において検討したいと考えます。</p>
<p>競争が成立しないような仕様を入れる必要があるのであれば、その説明をしてください。</p>	<p>仕様書に記載した参考品番の機器が必要な理由は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気側に HEPA フィルターがついていて、ラック前面にクリーンエアーの前室部を構成できること。 <p>(理由) 動物の清浄度を維持する必要があること、ラック内からの塵埃を防ぐことにより、実験を行う者の健康被害（アレルギー等）を防止するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロールアップタイプの外扉であること。 <p>(理由) 実験室のスペースの都合上、観音扉タイプのものであると、他の作業の妨げになることから省スペースのものが必要であったため。</p>
<p>入札公告日が令和 2 年 10 月 12 日、入札日が令和 2 年 10 月 27 日、参考見積りを取ったのが入札日に近い令和 2 年 10 月 22 日、そして予定価格調書を作ったのが入札当日の令和 2 年 10 月 27 日です。</p> <p>予定価格を作る時期が遅すぎるように思います。全ての準備を整えて入札公告を出すというのが正しい手続きです。如何でしょうか。</p>	<p>参考見積書については、入札公告日に提出依頼をしましたが、業者から提出されたのが、令和2年10月22日でした。今後は随時リマインドを行うよう努めたいと考えます。</p> <p>予定価格算定に際しては、市場の実勢価格を調査するため、複数者から参考見積書を徴取するようにしております。他者から参考見積書を徴取できる可能性をゼロと判断することはできなかつたため、入札当日まで待つこととしました。</p> <p>全ての準備を整えて入札公告を出すというのが正しい手続きとのご指摘につきましては、公告・仕様書の内容は作成段階から公告の開始時まで守秘義務にあたるものと考えます。</p>
<p>【審議案件 10】 審議案件名 : 超低温フリーザー等一式の購入契約 資格種別 : 「物品の販売」(「B」「C」又は「D」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 株式会社チヨダサイエンス 予定価格 : 2,705,120円 契約金額 : 2,705,120円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和2年10月8日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社チヨダサイエンスが契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	

意見・質問	回 答
見積書を提出した業者のうち、2者が応札していません。応札しなかった理由は何でしたか。	応札しなかった業者へ理由を確認したところ、1者より納品時期・場所等の調整を行い入札へ参加することが、スケジュールの都合上困難であった、との回答がありました。もう1者については、入札参加資格を満たしていない業者のため応札しておりません。
予定価格算定の際に2者から参考見積りを取り、そのうちの最低価格を予定価格としていますが、過去の実績、実勢価格、需給状況等を考慮して科学的に検証し、参考見積価格に修正を加える方法を取っていますか。	参考見積を複数者から取ることで、調達時点の需給状況を踏まえた実勢価格は把握できていると考えました。 今後は、過去の調達実績との比較についても検討いたします。
結果として、審議案件10～13は、(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)の2者が2つずつ落札していますが、他の者はどうして、入札に加わらなかったのでしょうか。どのように分析していますか。	(審議案件11～13は別部署(庁舎)の案件のため10について回答します。) 応札しなかった業者へ理由を確認したところ、納品時期・場所等の調整を行い入札へ参加することが、スケジュールの都合上困難であった、との回答がありました。
一括で、もしくはもう少しまとめて調達できなかったのでしょうか。	新型コロナウイルスに関する研究開発に用いるための調達であり、早急に納品する必要があったため、まとめて調達することができませんでした。また、4件中3件は分任支出負担行為担当官が調達したものであり、部署(庁舎)が異なるため、まとめて調達することはより困難であったと考えます。
審議案件11～13の契約について、予定価格は(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)からの参考見積を使っていますが、結果的に両者の参考見積の安い方が応札をして、高い方が応札していないように見受けられます。このような契約過程・結果に至ったことをどのように評価し、今後こうしたことを防ぐ方法が考えられますか。	(審議案件11～13は分任支出負担行為担当官の案件であり、庁舎が異なるため戸山庁舎では調達を行っておりませんので、11～13でそれぞれ回答いたします。)
一括調達しなかった理由に調達者が審議案件10は支出負担行為担当官で、審議案件11ないし13は分任支出行為担当官であること、また使用する庁舎が異なるということが外部の眼に合理的と映るでしょうか。 両者が同じ総務部内の部長、課長であり、11ないし13は同じ村山庁舎内での使用が予定されているものであってみればなおさらです。	10ないし13について、いずれも新型コロナウイルス対策の業務で急遽必要になったものであり、至急調達する必要があったことから、事前に調達予定を把握したうえでの一括調達実施は難しい状況でした。
11ないし13は同じ2業者から見積りを取り、落札業者のみが入札に応じ、他の1者は入札に応じていません。見積り業者を指定して見積りをとる行為が業者間の話しあいの温床となっていないか懸念されます。	2者見積については見積業者を指定する意図はありませんでしたが、フリーザーは新型コロナウイルス対策のための需要が多く、1者は納入期限内に納品できる見通しが困難だったことから、結果的に落札業者のみが入札しました。
【審議案件11】 審議案件名 : 超低温フリーザー一式の購入契約 資格種別 : 「物品の販売」(「B」「C」又は「D」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 尾崎理化株式会社 予定価格 : 1,051,600円 契約金額 : 1,051,600円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和2年10月28日	

<p>(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、尾崎理化株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件10の落札者(株)チヨダサイエンスが見積り書を提出しながら応札しなかった理由は何でしたか。</p>	<p>超低温フリーザーは、新型コロナウイルス対策のために需要が多く、納入期限内に納品できる見通しが立てられなかったため、応札辞退に至ったことを確認しました。</p>
<p>入札書の日付が令和2年10月21日となっています。入札日は10月28日です。この理由をお聞かせください。</p>	<p>入札書は仕様書に記載されている受領期限までに提出することになっているため、応札者が提出日を記入したものです。</p>
<p>仕様書の内容が非常に簡略化されているように思いますが、この仕様書の内容で機器が特定できる程十分な内容になっていますか。もし、十分な情報がないとすると参加者を実質的に制限し競争性を阻害してしまう原因となってしまう。</p>	<p>温度や寸法は詳細に記載しており、不明な点があれば適宜照会できるよう、公告に照会先の電話番号も記載しており、情報の提供に不備のないよう努めています。</p>
<p>令和2年10月8日から12月25日までの間に超低温フリーザーの購入が4件続いており、その契約先が(株)チヨダサイエンスと、尾崎理化(株)の2者となっています。しかもそれぞれが落札率100%で、一者応札となっています。一括で、もしくはもう少しまとめて調達できなかったのでしょうか。</p>	<p>超低温フリーザーの使用者が異なることや、新型コロナウイルス対策で突発的な検査業務に対応する必要があることから、まとめて調達することが難しい状況でした。</p>
<p>審議案件11～13の契約について、予定価格は(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)からの参考見積を使っていますが、結果的に両者の参考見積の安い方が応札をして、高い方が応札していないように見受けられます。このような契約過程・結果に至ったことをどのように評価し、今後こうしたことを防ぐ方法が考えられますか。</p>	<p>今後は、見積金額を参考にしつつ過去の調達実績額等と比較するなどして予定価格の算出を検討します。</p>
<p>【審議案件12】 審議案件名 : 超低温フリーザー2台の購入契約 資格種別 : 「物品の販売」(「B」「C」又は「D」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 尾崎理化株式会社 予定価格 : 1,724,800円 契約金額 : 1,724,800円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和2年12月2日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、尾崎理化株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件10の落札者(株)チヨダサイエンスが見積り書を提出しながら応札しなかった理由は何でしたか。</p>	<p>超低温フリーザーは、新型コロナウイルス対策のために需要が多く、納入期限内に納品できる見通しが立てられなかったため、応札辞退に至ったことを確認しました。</p>
<p>予定価格算定の際に2者の参考見積価格のうち最低値としていますが、その他に過去の実績、実勢価格、市況等を考慮して科学的に検証することも必要だと考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>今後は、見積金額を参考にしつつ過去の調達実績額等と比較するなどして予定価格の算出を検討します。</p>

<p>令和2年10月8日から12月25日までの間に超低温フリーザーの購入が4件続いており、その契約先が(株)チヨダサイエンスと、尾崎理化(株)の2社となっています。しかもそれぞれが落札率100%で、一者応札となっています。一括で、もしくはもう少しまとめて調達できなかったのでしょうか。</p>	<p>超低温フリーザーの使用者が異なることや、新型コロナウイルス対策で突発的な検査業務に対応する必要があることから、まとめて調達することが難しい状況でした。</p>
<p>審議案件11～13の契約については、予定価格は(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)からの参考見積を使っていますが、結果的に両者の参考見積の安い方が応札をして、高い方が応札していないように見受けられます。このような契約過程・結果に至ったことをどのように評価し、今後こうしたことを防ぐ方法が考えられますか。</p>	<p>今後は、見積金額を参考にしつつ過去の調達実績額等と比較するなどして予定価格の算出を検討します。</p>
<p>【審議案件13】 審議案件名：超低温フリーザーの購入契約 資格種別：「物品の販売」（「B」「C」又は「D」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため 発注部局名：国立感染症研究所 契約相手方：株式会社チヨダサイエンス 予定価格：1,982,970円 契約金額：1,982,970円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和2年12月5日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社チヨダサイエンスが契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件10ないし13は、(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)とが分けあっている印象を抱きます。調達期間も殆んど同一であり、対象機器も超低温フリーザーですが、何ゆえ10ないし13を一括して調達にかけないのでしょうか。</p>	<p>審議案件10と13は調達する庁舎が異なるため、一括調達をしておりません。また、調達時期は示し合わせたものではありません。</p>
<p>予定価格算定の際に2者から参考見積りを取り、そのうちの最低価格を予定価格としていますが、過去の実績、実勢価格、需給状況等を考慮して科学的に検証し、参考見積価格に修正を加える方法を取っていますか。</p>	<p>今後は、見積金額を参考にしつつ過去の調達実績額等と比較するなどして予定価格の算出を検討します。</p>
<p>結果として、審議案件10～13は、(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)の2者が2つずつ落札していますが、他の者はどうして、入札に加わらなかったのですか。どのように分析していますか。</p>	<p>超低温フリーザーは、新型コロナウイルス対策のため需要が多いと落札者から聞いていますので、納入期限までに確実に納品することができる2者が応札したものと考えます。</p>
<p>令和2年10月8日から12月25日までの間に超低温フリーザーの購入が4件続いており、その契約先が(株)チヨダサイエンスと、尾崎理化(株)の2者となっています。しかもそれぞれが落札率100%で、一者応札となっています。一括で、もしくはもう少しまとめて調達できなかったのでしょうか。</p>	<p>超低温フリーザーの使用者が異なることや、新型コロナウイルス対策で突発的な検査業務に対応する必要があることから、まとめて調達することが難しい状況でした。</p>

<p>審議案件 11～13 の契約について、予定価格は(株)チヨダサイエンスと尾崎理化(株)からの参考見積を使っていますが、結果的に両者の参考見積の安い方が応札をして、高い方が応札していないように見受けられます。このような契約過程・結果に至ったことをどのように評価し、今後こうしたことを防ぐ方法が考えられますか。</p>	<p>今後は、見積金額を参考にしつつ過去の調達実績額等と比較するなどして予定価格の算出を検討します。</p>
<p>一括調達しなかった理由に調達者が 10 は支出負担行為担当官で、11 ないし 13 は分任支出行為担当官であること、また使用する庁舎が異なるといったことが外部の眼に合理的と映るでしょうか。両者が同じ総務部内の部長、課長であり、11 ないし 13 は同じ村山庁舎内での使用が予定されているものであってみればなおさらです。</p>	<p>項目 10 ないし 13 について、いずれも新型コロナウイルス対策の業務で急遽必要になったものであり、至急調達する必要があったことから、事前に調達予定を把握したうえでの一括調達実施は難しい状況でした。</p>
<p>11 ないし 13 は同じ 2 業者から見積りを取り、落札業者のみが入札に応じ、他の 1 者は入札に応じていません。見積り業者を指定して見積りをとる行為が業者間の話しあいの温床となっていないか懸念されます。</p>	<p>2 者見積については見積業者を指定する意図はありませんでしたが、フリーザーは新型コロナウイルス対策のための需要が多く、1 者は納入期限内に納品できる見通しが困難だったことから、結果的に落札業者のみが入札しました。</p>

19 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話 03-5253-1111 (内 7965)